仕様書「小倉山山頂松植生地薬剤散布業務」

京都市都市計画局風致保全課
（担当：水無瀬、浅倉 075-222-3476）

１　業務名

小倉山山頂松植生地薬剤散布業務

２　業務の目的

小倉山山頂で回復中のアカマツ林について,松くい虫による松枯れを防止するため、薬剤を動力噴霧器により地上散布するものである。

３　履行期間

契約締結の日から令和７年８月２９日まで

４　履行場所

右京区嵯峨亀山町 地内

５　履行範囲

別紙「箇所図」及び「詳細図等」参照

６　業務内容

・業務範囲内（詳細図参照）のアカマツに動力噴霧器により樹冠部、枝葉全体に薬剤を散布すること。
・使用薬剤はスミパインＭＣ５０倍希釈を使用し、薬剤の取扱い説明書に従い、業務範囲内において３００Ｌを散布すること。
・本業務箇所は、ハイキング等で一般人が訪れる場合があるので、風向き等に留意し、安全に作業を行うこと。
・その他、散布にあたっては農薬取締法を厳守すること。

７　支払条件

・受注者は業務完了後、完了届を発注者に提出すること。完了届には作業前・作業中・作業後の写真及び、薬剤の使用状況の写真、伝票の写しを提出すること。
・完了届が提出され、適切に業務が履行されたことが確認されたのち、本業務に係る経費を支払う。

８　特記事項

・本業務に必要な材料費（水、薬剤）、労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
・作業により発生した廃棄物（薬剤含む）等は受注者の責任で適切に運搬・処分す

ること。
・作業中の事故等、問題が生じた場合は、速やかに発注者に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。
・作業は強風、降雨日は行わず、作業時間は原則として平日の午前９時から午後５時の間とする。　尚、やむを得ず他の時間に作業を実施する場合は発注者と協議を行い、承認を受けるものとする。
・作業地までは、嵐山・高雄パークウェイ（有料道路）を通行するため、本市が発行する「車両通行証」（車両１台につき１枚必要とする。）をもって通行するものとするので、あらかじめ通行車両台数及び作業工程表を作成し、担当職員へ提出し、「車両通行証」を受領し、通行する際は必ず、料金ゲートで提示すること。
ただし、「車両通行証」を忘れた場合は、通常料金を支払い通行するものとし、紛失した場合については、すみやかに監督職員へ報告を行うこと。
なお、作業完了後は、すみやかに「車両通行証」を担当職員へ返却すること。
・本業務は、公共性が高いものであり、市民への対応（言葉遣い等）に配慮すること。
・作業実施者にかかる安全管理については、受注者の責任において行うこと。

薬剤散布業務箇所図

1 / 5000

薬剤散布範囲詳細図

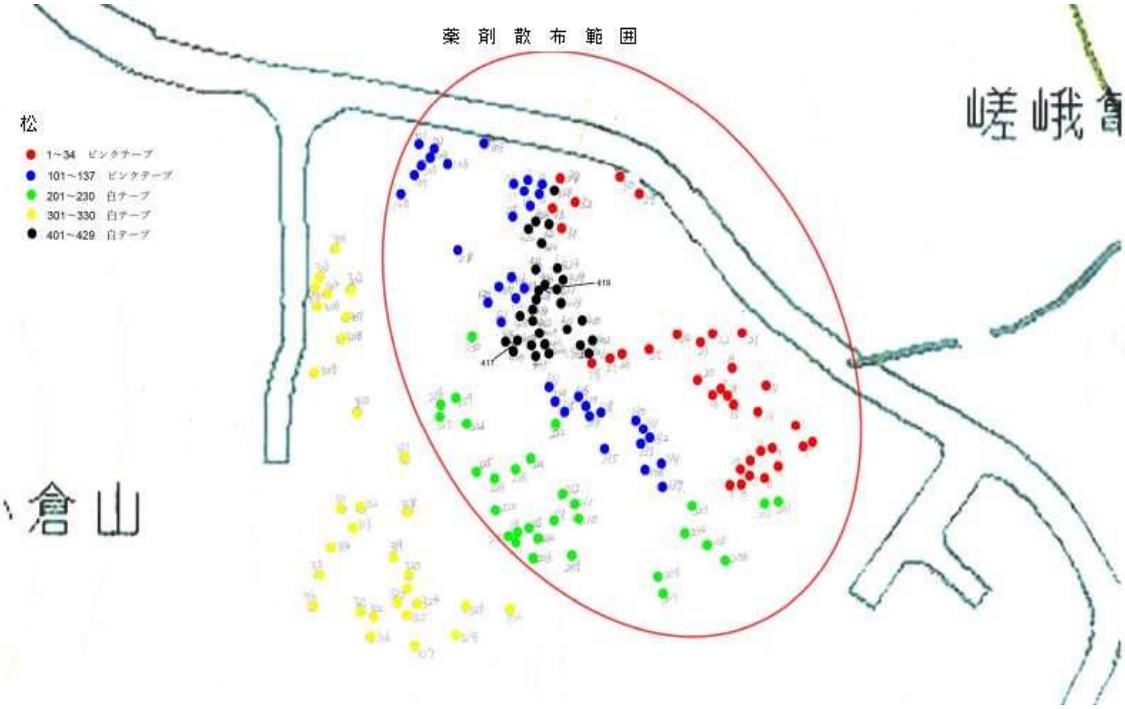

松植生地写真